

とことん
頼れる

家庭の銀行



証券コード：8350

第45期

定時株主総会および 普通株主様による 種類株主総会 招集ご通知



決 議 事 項

(定時株主総会)

第1号議案	剰余金の処分の件	5
第2号議案	株式併合の件	6
第3号議案	定款一部変更の件	8
第4号議案	取締役（監査等委員である取締役を 除く。）5名選任の件	10

(普通株主様による種類株主総会)

第1号議案	株式併合の件	14
第2号議案	定款一部変更の件	14



開催日時

平成29年6月28日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）



開催場所

青森市勝田一丁目3番1号
当行本店8階大会議室



郵送による議決権行使期限
平成29年6月27日（火曜日）
午後5時まで

株式会社 **みちのく銀行**

＜企業理念＞

私たちの銀行は地域の一員として
存在感のある金融サービス業を目指し
お客さまと地域社会の
幸福と発展のためにつくします

企業理念は、「大^{たいしゅう}衆^{とも}と俱^とに永久^{さか}に栄えん」という創業の精神を礎に「家庭の銀行」を標榜する中で培ってきた当行の企業姿勢を継承しつつ、現在求められていること、未来へ向かって取り組むべきことを明文化することで、全役職員が今後の更なる発展へ向け、共通認識を持ち、歩んでいくための『道標^{みちしるべ}』として策定したものです。

＜企業理念＞ 書家についてのご紹介

菊池 錦子 青森県弘前市出身

個展で作品を発表している他、自身の書と写真で綴った「ゆりかご」・「ゆりかごⅡ」の出版、NHK大河ドラマ「篤姫」・「江〜姫たちの戦国〜」などの映像・イベントなどのタイトルや社名、商品名など多方面にわたって筆文字の素材を提供している。

ごあいさつ

株主の皆さまには平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第45期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知をお届けいたします。当行は、「ふるさと」の、そして「子どもたち」の明るい未来を、みなさまと一緒に力強く創る～共創～のベストパートナーになることを誓い、人口減少、少子高齢化などの課題を克服するために、地方創生、地域活性化に向けたさまざまな施策を役職員一同で取り組んでおります。今後も企業理念のもと、地方創生、地域活性化のためにお客さまと地域社会から一番に必要とされる銀行となるよう、誠心誠意努力を重ねてまいりますので、何卒一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

取締役頭取 高田 邦洋



当行の概要 (平成29年3月31日現在)

名 称	株式会社 みちのく銀行
設 立	大正10年（1921年）10月27日
本 店 所 在 地	青森市勝田一丁目3番1号
資 本 金	369億86百万円
従 業 員 数	1,296名
店 舗 数	国内：本支店96（うち出張所2） 海外：駐在員事務所1〈上海〉

平成29年6月5日

株 主 各 位

青森市勝田一丁目3番1号

株式会社 **みちのく銀行**

取締役頭取 高 田 邦 洋

第45期定時株主総会および普通株主様による 種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第45期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本定時株主総会には、第2号議案として「株式併合の件」を、第3号議案として「定款一部変更の件」をそれぞれ議案として上程いたしますが、これらの議案につきましては、会社法第322条第1項第1号及び第2号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただきますこととなりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」及び「種類株主総会参考書類」をご検討くださいます。平成29年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具



株主総会への
出席により
議決権を行使して
いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。



書面により
議決権を行使して
いただく場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
平成29年6月27日（火曜日）午後5時まで
に到着するようにご返送ください。



インターネット
により
議決権を行使して
いただく場合

3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、
平成29年6月27日（火曜日）午後5時まで
に賛否をご入力ください。

詳細は3頁をご覧ください

記

1 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時

2 場 所 青森市勝田一丁目3番1号 当行本店8階大会議室

3 会議の目的事項

（定時株主総会）

■ 報告事項

- 1.第45期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 2.第45期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

■ 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

（普通株主様による種類株主総会）

■ 決議事項

- 第1号議案** 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

■ お知らせ

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第20条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした書類の一部であります。

- ①計算書類の個別注記表
- ②連結計算書類の連結注記表

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、修正する必要がある場合には、当行ホームページに掲載させていただきます。

当行ホームページ

<http://www.michinokubank.co.jp/>

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com>) にて議決権行使が可能です。

インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当行指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL) にて議決権行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

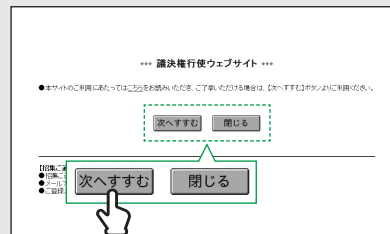
- (2) 行使期限は平成29年6月27日(火曜日)午後5時です。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当行よりお尋ねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使期限
平成29年6月27日(火曜日)午後5時までとなっておりますので、
お早めの行使をお願いいたします。

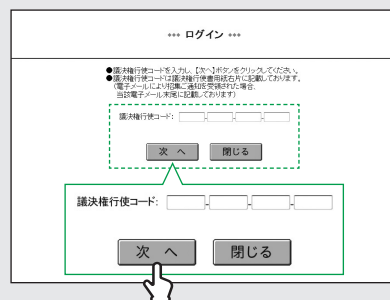
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス <http://www.it-soukai.com>



2 次へすすむをクリック

3 ログイン

お手元の議決権行使書に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**次へ**」をクリック



4 パスワードの入力

お手元の議決権行使書に記載された「**パスワード**」と新しい「**パスワード**」を入力し、「**登録**」ボタンをクリック

5 以降、画面の案内にしたがって 賛否をご入力願います。

！ ご注意事項

- ① 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。
- ① 重複行使の取扱い
議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第45期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当事業年度の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき金2円とし、A種優先株式1株につき金2.835円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は473,434,694円となります。

(普通株式：360,034,694円、A種優先株式：113,400,000円)

これにより、中間配当金を含めました当事業年度の年間配当金は、普通株式1株につき金4円、A種優先株式1株につき金5.67円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月29日（木）といたしたいと存じます。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当行は、東京証券取引所に上場する企業としてこの主旨を尊重し、第3号議案「定款一部変更の件」において、当行の普通株式の売買単位（単元株式数）を1,000株から100株に変更することをご提案させて頂いておりますが、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、株式の併合を行うものであります。また、あわせて、A種優先株式についても、その権利に変動が生じないようにするため、第3号議案「定款一部変更の件」において、普通株式と同様に単元株式数を1,000株から100株に変更することをご提案させて頂くとともに、これに伴い、10株を1株に併合する株式併合を実施するものであります。

2. 併合の割合

普通株式及びA種優先株式について、10株を1株の割合をもって併合いたします。

3. 株式併合がその効力を生ずる日

平成29年10月1日（日）

4. 併合する株式の種類

普通株式及びA種優先株式

5. 効力発生日における発行可能株式総数

現在の6億株から6,000万株に変更いたします。

6. 併合内容とその影響について

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、普通株式及びA種優先株式について10株を1株の割合をもって併合いたします。株式併合により、発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、実施前後での純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は10倍となります。こ

のため株式市況などその他の変動要因を除き、ご所有の当行株式の資産価値に変動はありません。

7. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること並びに普通株主様による種類株主総会及びA種優先株主様による種類株主総会において本議案に係る株式併合及び第3号議案に係る定款の一部変更が承認可決されることを条件といたします。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、普通株式及びA種優先株式の発行済株式総数の減少を勘案し、現行定款第6条に規定する普通株式及びA種優先株式の発行可能種類株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるものであります。
- (2) 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を尊重し、普通株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、A種優先株式についても、その権利に変動が生じないようにするため、その単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。
- (3) 本定款の一部変更の効力は、第2号議案「株式併合の件」が承認可決されること並びに普通株主様による種類株主総会及びA種優先株主様による種類株主総会において第2号議案に係る株式併合及び本議案に係る定款の一部変更が承認可決されることを条件といたします。また、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が生じる旨の附則を設け、本附則はその効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 第6条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、<u>6億株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>6億株</u>、A種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>3億株</u>とする。 第8条 (単元株式数) 当銀行の全ての種類の単元株式数は、それぞれ<u>1,000株</u>とする。 中略 (新設)	第2章 株式 第6条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、<u>6,000万株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>6,000万株</u>、A種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>3,000万株</u>とする。 第8条 (単元株式数) 当銀行の全ての種類の単元株式数は、それぞれ<u>100株</u>とする。 中略 附則 第1条 <u>第6条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) および第8条 (単元株式数) の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、かかる効力発生の時をもって本附則を削除する。</u>

上記定款第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）の変更のうち、当行の発行可能株式総数の6億株から6,000万株への変更につきましては、会社法第182条第2項に基づき、第2号議案に係る株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に変更されたものとみなされるものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役5名（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）は、本定時株主総会終結の時をもって全員が任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者につきましては、銀行業務に十分に精通し、その知識および経験から銀行の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。

なお、監査等委員会は、取締役候補者の選任については、指名・報酬検討会議（外部有識者と社外取締役が過半数を占めます。）において取締役の選任方針に基づいた適切な手続を経て候補者が指名されており、また各候補者は当行の取締役として適任であると判断しております。併せて、取締役の報酬等についても、報酬体系の設計と報酬等の額の算定が適切に運用されていると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当行における地位および担当
1	すぎもと やすお 杉 本 康 雄 再 任	取締役会長
2	たか だ く に ひろ 高 田 邦 洋 再 任	代表取締役頭取兼執行役員 (監査部)
3	か とう まさ ひろ 加 藤 政 弘 再 任	代表取締役副頭取兼執行役員 (地域活性化統轄)
4	くま がい せい いち 熊 谷 清 一 再 任 社 外 独立役員	社外取締役
5	かま だ ゆ み こ 鎌 田 由美子 再 任 社 外 独立役員	社外取締役

候補者番号

1

す ぎ も と や す お
杉 本 康 雄

再 任

(昭和22年2月27日生)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和44年6月	㈱弘前相互銀行入行	平成15年6月	当行取締役古川支店長兼 ユニバース沖館店出張所長
平成元年12月	㈱みちのく銀行根城支店長	平成16年6月	みちのくユーシーカード(㈱) 代表取締役社長
平成3年4月	当行国道支店長	平成17年4月	みちのくカード(㈱)代表取締役社長
平成6年4月	当行業務推進部長	平成17年6月	当行顧問
平成8年6月	当行取締役業務推進部長	平成17年6月	当行代表取締役頭取
平成9年10月	当行取締役企画調整部長	平成18年3月	当行代表取締役頭取兼執行役員
平成12年6月	当行常務取締役人事部長	平成25年6月	当行代表取締役会長
平成13年1月	当行常務取締役	平成28年6月	当行取締役会長 (現任)
平成14年8月	当行取締役		



■ 所有する当行の株式の種類および数

普通株式 66,632株

■ 取締役候補者とした理由

杉本 康雄氏は、平成17年6月から代表取締役頭取を務め、平成25年6月には代表取締役会長に就任し、経営・業務の改革を実践するなど当行のコーポレートガバナンス向上に大きく貢献しております。これまでの豊富な経験および実績から、当行の経営に精通しており、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者となりました。

候補者番号

2

た か だ く に ひ ろ
高 田 邦 洋

再 任

(昭和32年5月18日生)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和56年4月	㈱みちのく銀行入行	平成20年3月	当行取締役兼常務執行役員
平成11年4月	当行小柳支店長	平成24年6月	当行代表取締役副頭取兼執行役員
平成14年6月	当行堅田支店長	平成25年6月	当行代表取締役頭取兼執行役員 (現任)
平成17年12月	当行経営企画部長		
平成18年3月	当行執行役員経営企画部長		
平成18年6月	当行取締役兼 執行役員経営企画部長		
平成19年4月	当行取締役兼執行役員		

【当行における担当】

監査部



■ 所有する当行の株式の種類および数

普通株式 21,399株

■ 取締役候補者とした理由

高田 邦洋氏は、本部および営業店の経験も豊富であり、取締役就任後は経営企画、監査、システム関連を中心とした担当役員を歴任するなど当行の業務全般に精通しております。平成25年6月からは代表取締役頭取を務め、当行のコーポレートガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。これまでの経験および実績から、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者となりました。

候補者番号

3

か と う ま さ ひ ろ
加 藤 政 弘

再 任

(昭和28年11月22日生)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和47年 3 月	㈱弘前相互銀行入行	平成25年 6 月	当行取締役兼専務執行役員
平成 9 年 4 月	㈱みちのく銀行八戸支店副支店長	平成28年 6 月	当行代表取締役副頭取兼執行役員 (現任)
平成10年 6 月	当行さきょう支店長		
平成13年 4 月	当行国道支店長		
平成15年 6 月	当行八戸駅前支店長		
平成17年 7 月	当行営業統括部長		
平成18年 3 月	当行執行役員八戸支店長		
平成21年 4 月	当行常務執行役員		
平成24年 6 月	当行取締役兼常務執行役員		

【当行における担当】

地域活性化統轄



■ 所有する当行の株式の種類および数

普通株式 7,299株

■ 取締役候補者とした理由

加藤 政弘氏は、本部および営業店の経験も豊富であり、取締役就任後は営業推進、審査関連を中心とした担当役員を歴任し、平成28年6月からは代表取締役副頭取を務めるなど、当行の業務全般に精通しております。また、永年に亘り、当行全体の営業推進の担当役員も務めていたことなどから、当行の業績向上および経営管理の的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有していること、かつ社会的信用も十分であることから取締役候補者となりました。

候補者番号

4

く ま が い せ い い ち
熊 谷 清 一

再 任

社 外 独立役員

(昭和23年4月9日生)

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成 元 年 4 月	東京弁護士会弁護士登録	平成20年 7 月	㈱デーリー東北新聞社社外監査役 (現任)
平成 元 年 4 月	辰巳法律事務所入所		
平成 4 年 4 月	熊谷法律事務所弁護士	平成23年 6 月	当行社外取締役 (現任)
平成10年 4 月	たいよう総合法律事務所弁護士		
平成14年11月	あおば綜合法律会計事務所弁護士		
平成18年 4 月	トヨタカローラ八戸(株) 社外監査役 (現任)		
平成19年 7 月	弁護士法人あおば綜合法律事務所 代表社員 (現任)		

【重要な兼職の状況】

弁護士法人あおば綜合法律事務所代表社員
トヨタカローラ八戸(株)社外監査役
(株)デーリー東北新聞社社外監査役



■ 所有する当行の株式の種類および数

普通株式 一株

■ 社外取締役候補者とした理由

熊谷 清一氏は、弁護士としての豊富な法律知識と経験を有し、これまでも独立した客観的な立場から、当行の経営に対して助言と提言を適宜にいたしております。社外取締役として、適法性や組織運営等を中心に、引き続き、取締役会に対する助言、提言をいただき、当行の経営に活かしていくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

5

か ま だ ゆ み こ
鎌 田 由美子

社 外 独立役員

(昭和41年2月23日生)



■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成元年4月	東日本旅客鉄道(株)入社	平成27年3月	(株)ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役(現任)
平成17年6月	(株)ＪＲ東日本ステーションリテイリング代表取締役社長	平成27年6月	当行社外取締役(現任)
平成20年11月	東日本旅客鉄道(株)事業創造本部部長(地域活性化・子育て支援事業)		
平成25年5月	同社研究開発センターフロンティアサービス研究所副所長		
平成27年1月	同社退社		
平成27年2月	カルビー(株)上級執行役員(現任)		
平成27年2月	(株)ルミネ非常勤取締役(現任)		

【重要な兼職の状況】

カルビー(株)上級執行役員
(株)ルミネ非常勤取締役
(株)ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役

■ 所有する当行の株式の種類および数

普通株式 一株

■ 社外取締役候補者とした理由

鎌田 由美子氏は、他業種企業の新規事業開発、顧客サービス分野等に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有し、これまでも独立した客観的な立場から、当行の経営に対して助言と提言を適宜にいただいております。社外取締役として、引き続き、取締役会に対する助言、提言をいただき、当行の経営に活かしていくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化、およびお客さまへのサービス向上に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

(注) 1. 取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

2. 熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏は、社外取締役候補者であります。

3. 熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏は、現在当行の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって熊谷 清一氏は6年、鎌田 由美子氏は2年となります。

4. 取締役候補者との責任限定契約について

当行は、社外取締役候補者 熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏の間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しています。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏の再任が承認された時には、本契約は継続となります。

5. 社外取締役候補者 熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としての要件を満たしております。両氏の再任が承認された時には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定です。

以 上

種類株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 株式併合の件

株主総会参考書類に記載の第2号議案「株式併合の件」の内容と同一であります。

なお、本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること並びに株主総会及びA種優先株主様による種類株主総会において本議案に係る株式併合及び第2号議案に係る定款の一部変更が承認可決されることを条件といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会参考書類に記載の第3号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

なお、本議案に係る定款の一部変更は、第1号議案「株式併合の件」が承認可決されること並びに株主総会及びA種優先株主様による種類株主総会において第1号議案に係る株式併合及び本議案に係る定款の一部変更が承認可決されることを条件といたします。

以 上

添付書類

第45期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務のほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの附帯業務を行っております。

(金融経済環境)

世界の金融・経済は、米国では良好な雇用環境による消費者マインドの改善などを背景に利上げを実施し、ユーロ圏も穏やかな成長が持続、中国の景気は拡大ペースが底堅く推移するなど、全体として景気は緩やかに回復しております。

わが国の経済は、堅調な雇用環境に支えられ個人消費も底堅く推移し、企業業績も持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな持ち直しが持っております。

当行の主要営業基盤である青森県及び函館地区における地元経済においても、非製造業を中心に改善が続き、個人消費も底堅く推移するなど、景気は緩やかな持ち直しが続いております。

(事業の経過及び成果)

当行は、平成27年度より第四次中期経営計画（平成27年4月～平成30年3月）『お客さまと地域社会から最も信頼される銀行へ～全員営業実践による「総仕上げ」～』をスタートしております。

第四次中期経営計画の下、地域活性化に資する積極的な支援活動による「地域との協調・リレーション強化」、ならびに全員営業の実践による「お客さまとのパートナーシップ強化」に向け、実効性のある方策を練り展開してまいりました。また、これらの実現に必要な「人財力の向上」に向け、職員がいきいきと働くことができる環境づくりにも意を注ぐとともに、地元を中心に増加を続けている貸出金と自己資本のバランスを取ることで更なる業容拡大に備えるべく、平成29年1月には公募増資による資本増強を実施し、「持続的な経営基盤の確立」に取り組んでまいりました。

このような中、当事業年度の業績については、次のとおりとなりました。

〔預金〕

預金は、前年同期比175億円増加して1兆9,184億円となりました。なお、譲渡性預金は、前年同期比129億円増加して465億円となりました。

〔貸出金〕

貸出金は、事業性貸出や個人ローンが増加したことにより、前年同期比808億円増加して1兆4,843億円となりました。

〔有価証券〕

有価証券残高は、市場動向や投資環境を勘案し、適切なリスクコントロールを意識した運用を行った結果、前年同期比58億円減少して4,186億円となりました。

〔損益〕

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金の減少により、前年同期比27億90百万円減少して389億34百万円となりました。経常費用は、預金利息やその他業務費用の減少により、前年同期比11億6百万円減少して339億69百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比16億85百万円減少して49億64百万円、当期純利益は前年同期比9億32百万円減少して35億78百万円となりました。

なお、連結経常利益は55億21百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は38億27百万円を計上しております。

〔自己資本比率〕

経営健全性の指標である自己資本比率（国内基準）は、バーゼルⅢ（国内基準）に基づき算出しており、単体で8.25%（速報値）となりました。

（当行の対処すべき課題）

平成29年度は、第四次中期経営計画（平成27年4月～平成30年3月）『お客さまと地域社会から最も信頼される銀行へ～全員営業実践による「総仕上げ」～』の最終年度となります。本計画では「地域との協調・リレーション強化」、「お客さまとのパートナーシップ強化」、「人財力の向上」及び「持続的な経営基盤の確立」を主要戦略に掲げておりますが、一つ一つの施策を着実に実行し、引き続き地方創生、地域活性化のために主体的な役割を果たすとともに、収益の確保と財務基盤の強化に努めてまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預	金	18,615	18,942	19,009	19,184
	定期性預金	9,425	9,359	9,043	8,510
	その他の	9,189	9,583	9,965	10,674
社	債	150	150	—	—
貸	出金	12,963	13,296	14,035	14,843
	個人向け	3,890	4,014	4,222	4,524
	中小企業向け	4,710	4,735	5,076	5,479
	その他の	4,361	4,546	4,735	4,838
商	商品有価証券	0	0	—	—
有	有価証券	3,189	5,939	4,244	4,186
	国債	1,927	3,312	2,561	2,567
	地方債	8	4	1	—
	その他の	1,253	2,623	1,682	1,619
総	資産	20,359	21,187	20,517	21,343
内	国内為替取扱高	83,908	89,426	85,854	84,536
外	外国為替取扱高	百万ドル 80	百万ドル 99	百万ドル 84	百万ドル 120
経	常利益	百万円 5,051	百万円 6,894	百万円 6,649	百万円 4,964
当	期純利益	百万円 3,291	百万円 3,706	百万円 4,510	百万円 3,578
1株当たり当期純利益		円 銭 21 23	円 銭 24 18	円 銭 29 81	円 銭 22 33

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	416	401	506	479
経常利益	59	68	71	55
親会社株主に帰属する当期純利益	37	34	49	38
純資産額	786	840	843	919
総資産	20,425	21,243	20,611	21,394

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 事 業 年 度 末	前 事 業 年 度 末
使 用 人 数	1,296人	1,291人
平 均 年 齢	40年6月	40年8月
平 均 勤 続 年 数	16年3月	16年8月
平 均 給 与 月 額	365千円	367千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く平成29年3月中（前事業年度は平成28年3月中）の平均月額給与であります。

(4) 営業所等の状況

① 営業所数の推移

	当 事 業 年 度 末	前 事 業 年 度 末
青 森 県	79店（うち出張所 2）	82店（うち出張所 2）
北 海 道	8 （ — ）	8 （ — ）
岩 手 県	4 （ — ）	4 （ — ）
秋 田 県	3 （ — ）	3 （ — ）
宮 城 県	1 （ — ）	1 （ — ）
東 京 都	1 （ — ）	1 （ — ）
合 計	96 （うち出張所 2）	99 （うち出張所 2）

- (注) 1. 上記のほか、海外駐在員事務所を1カ所（前年度末1カ所）、他金融機関との提携を除いた自行の店舗外現金自動設備を190カ所（前年度末192カ所）設置しております。
2. 平成28年9月26日に稲生町支店を廃止し、十和田支店に統合いたしました。
平成28年9月26日に大湊支店を廃止し、むつ支店に統合いたしました。
平成28年11月7日に大間支店を廃止し、大畑支店に統合いたしました。
3. 当事業年度において店舗外現金自動設備を2カ所新設し、4カ所廃止いたしました。

② 当事業年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
該当事項はありません。	

- (注) 上記のとおり、当事業年度において店舗外現金自動設備を2カ所新設いたしました。

(5) 設備投資の状況

① 設備投資の総額

設 備 投 資 の 総 額	1,485百万円
---------------	----------

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

② 重要な設備の新設等

内 容	金 額
営業所の取得、建替	371百万円
ソフトウェア	671百万円

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
みちのくリース 株 式 会 社	青森市橋本一丁目 4番10号	リース業務	昭和53年 5月29日	百万円 90	% 80.00	—
みちのく信用保証 株 式 会 社	青森市奥野一丁目 3番12号	住宅ローン等 に係る信用保 証業務	昭和61年 4月1日	百万円 100	% 100.00	—
みちのくカード 株 式 会 社	青森市奥野一丁目 3番12号	クレジットカ ード業務	平成2年 8月1日	百万円 30	% 99.48	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度の連結経常収益は47,929百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3,827百万円となりました。

◎ 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

4. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れ等のサービスを行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
杉 本 康 雄	取 締 役 会 長		(注)3
高 田 邦 洋	取 締 役 頭 取 兼 執 行 役 員 秘書室 (代表取締役) 監査部担当		
加 藤 政 弘	取 締 役 副 頭 取 兼 執 行 役 員 地域活性化統轄 (代表取締役)		(注)3
熊 谷 清 一	取 締 役 (社外取締役)	弁護士法人あおば綜合法律事務所 代表社員 トヨタカローラ八戸(株) 社外監査役 (株)デーリー東北新聞社 社外監査役	(注)4
鎌 田 由美子	取 締 役 (社外取締役)	カルビー(株) 上級執行役員 (株)ルミネ 非常勤取締役 (株)ポーラ・オルビスホールディングス 社外取締役	(注)4
小田中 和 彦	取 締 役 常勤監査等委員		(注) 5、6
佐 藤 郁 夫	取 締 役 常勤監査等委員 (社外取締役)		(注) 4、5、6
馬 谷 成 人	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	(株)クレハ 社外取締役	(注) 4、5
西 谷 俊 広	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	(有)西谷コンピュータ会計事務所 代表取締役	(注) 4、5

(注) 1. 当行は、平成28年6月23日開催の第44期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 平成28年6月23日開催の第44期定時株主総会の終結の時をもって、榊佳弘、東康夫、鳥谷部眞実の3氏は任期満了により監査役を退任しております。なお記載している地位は退任時点のものであります。

3. 平成28年6月23日付で杉本康雄氏は代表取締役会長から取締役会長へ、加藤政弘氏は取締役兼専務執行役員から代表取締役副頭取兼執行役員へ地位が変更しております。

4. 取締役 熊谷清一、鎌田由美子及び取締役監査等委員 佐藤郁夫、馬谷成人、西谷俊広の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

- また、取締役 熊谷清一、鎌田由美子及び取締役監査等委員 佐藤郁夫、馬谷成人の4氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
5. 取締役監査等委員 小田中和彦、佐藤郁夫、馬谷成人、西谷俊広の4氏は、会社経営や金融実務を通じて豊富な経験を積んでおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために小田中和彦、佐藤郁夫の両氏を常勤の取締役監査等委員として選定しております。
7. 当行は、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員の氏名、地位及び担当は下記のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当
熊 地 貴 志	専務執行役員	事務統括部、事務集中部、システム統括部担当
福 井 莊 一	専務執行役員	市場金融部担当
稲 庭 勉	常務執行役員	経営企画部、人事部、総務部担当
岩 岡 高 徳	常務執行役員	経営管理部、審査部、与信企画部、ローン業務部、融資部担当
藤 澤 貴 之	常務執行役員	営業本部長兼営業戦略部長 営業本部、国際業務部担当
小笠原 金 一	常務執行役員	本店営業部長
奥 崎 栄 一	執行役員	事務本部長兼事務統括部長
早 野 博 之	執行役員	システム統括部長
浅 利 健 一	執行役員	弘前営業部長
石 橋 雅 人	執行役員	八戸営業部長
工 藤 隆 紀	執行役員	函館営業部長
福 士 勝 彦	執行役員	青森支店長
古 川 博 章	執行役員	東京支店長兼経営企画部東京事務所長

8. 平成29年4月1日付で役員及び執行役員の地位及び担当を変更しております。地位及び担当に変更があった役員及び執行役員は下記のとおりであります。

①役員

(平成29年4月1日現在)

氏 名	地 位	担 当
高 田 邦 洋	取締役頭取 兼執行役員 (代表取締役)	監査部担当

②執行役員

(平成29年4月1日現在)

氏 名	地 位	担 当
稲 庭 勉	専務執行役員	人事部、審査部、与信企画部、ローン業務部、融資部担当
藤 澤 貴 之	専務執行役員	営業本部長 秘書室、経営企画部、営業本部担当(注)1
奥 崎 栄 一	常務執行役員	事務本部長兼事務統括部長 事務本部担当(注)2
岩 岡 高 徳	常務執行役員	東京支店長兼経営企画部東京事務所長
古 川 博 章	執行役員	システム統括部長 経営管理部、総務部、システム統括部担当
須 藤 慎 治	執行役員	経営企画部長
工 藤 隆 紀	執行役員	地域創生部長
早 野 博 之	執行役員	函館営業部長

- (注) 1. 平成29年4月1日より、営業企画部・地域創生部・国際業務部と連携し、営業推進を統括管理する営業本部を設置しております。また地域創生部は地域活性化支援強化のため、地域創生部・営業戦略部・KeyMan推進部を統合したものであります。
2. 平成29年4月1日より、事務統括部・事務集中部と連携し、事務管理を統括する事務本部を設置しております。
3. 専務執行役員 熊地貴志氏は平成29年3月31日をもって退任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役 (監査等委員を除く)	8名	104百万円 (36百万円)
取 締 役 (監査等委員)	4名	38百万円 (－百万円)
監 査 役	6名	14百万円 (－百万円)
合計	18名	156百万円 (36百万円)

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行は平成28年6月23日付で監査等委員会設置会社に移行しております。取締役（監査等委員）の支給人数及び報酬等は移行後の期間に係るものであり、監査役の支給人数及び報酬等は移行前の期間に係るものであります。なお、支給人数及び報酬等には平成28年6月23日開催の第44期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役3名を含んでおり、支給人数はのべ人数を記載しております。
3. 株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。
 - ・取締役の報酬限度額は、平成28年6月23日開催の第44期定時株主総会で決議されており、取締役（監査等委員である取締役を除く）は年額145百万円（うち社外取締役分は20百万円）、取締役（監査等委員）は年額60百万円であります。
 - ・上記報酬限度額のほか、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く）（以下「対象取締役」という。）に対して、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入することが平成28年6月23日開催の第44期定時株主総会で決議されており、5事業年度分の対象取締役分の株式の取得資金として448百万円（5事業年度）を拠出してあります。
 - ・監査等委員会設置会社への移行前において、監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第34期定時株主総会で年額60百万円以内と決議されておりました。
4. 報酬以外の金額は株式報酬費用であり、その金額を報酬等に（ ）内書きしております。当該金額36百万円の内訳は、ストックオプション制度に関して当事業年度中に費用計上した11百万円及び株式給付信託（BBT）に関して当事業年度中に費用計上した24百万円であります。なお、ストックオプション制度は、株式給付信託（BBT）の導入に伴い廃止されております。
5. 上記報酬等のほかに、使用人としての報酬はございません。

(3) 責任限定契約

当行は、定款に監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役（監査等委員である取締役以外の取締役にあつては社外取締役であるものに限る。）との間の責任限定契約に関する規定を設けております。

氏 名	責任限定契約の内容の概要
熊 谷 清 一 (取 締 役)	会社法第4 2 3条第1項の責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第4 2 5条第1項各号に定める額の合計額を限度として損害賠償責任を負担
鎌 田 由美子 (取 締 役)	同上
小 田 中 和 彦 (取締役監査等委員)	同上
佐 藤 郁 夫 (取締役監査等委員)	同上
馬 谷 成 人 (取締役監査等委員)	同上
西 谷 俊 広 (取締役監査等委員)	同上

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況	
熊 谷 清 一	弁護士法人あおば綜合法律事務所 代表社員 トヨタカローラ八戸(株) 社外監査役 (株)デリー東北新聞社 社外監査役	弁護士法人あおば綜合法律事務所及び(株)デリー東北新聞社と 当行との間には、預金等の取引が あります。また、トヨタカローラ 八戸(株)と当行との間には、融資等 の取引があります。
鎌 田 由美子	カルビー(株)上級執行役員 (株)ルミネ 非常勤取締役 (株)ポーラ・オルビスホールディングス 社外取締役	
佐 藤 郁 夫		
馬 谷 成 人	(株)クレハ 社外取締役	
西 谷 俊 広	(有)西谷コンピュータ会計事務所 代表取締役	(有)西谷コンピュータ会計事務所 と当行との間には、預金等の取引 があります。

(注) 社外役員の兼職先と当行との関係については、「兼職その他の状況」欄に記載しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会、監査役会及び監査等委員会における発言その他の活動状況
熊 谷 清 一	5年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会15回中、15回出席	弁護士としての豊富な法律知識と経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、業務執行の適正性確保の観点から、適法性や組織運営等を中心に、議案・審議等に必要発言を適宜行っております。
鎌 田 由美子	1年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会15回中、14回出席	会社経営者として、また顧客サービス分野に携わることで培われた知識・経験と、ダイバーシティー分野においての情報収集力をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、組織運営を中心に、議案・審議等に必要発言を適宜行っております。
佐 藤 郁 夫	10年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会15回中、15回出席 監査役会3回中、3回出席 監査等委員会12回中、12回出席	日本銀行などにおける豊富な金融実務経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、金融実務を中心に、議案・審議等に必要発言を適宜行っております。
馬 谷 成 人	3年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会15回中、13回出席 監査役会3回中、2回出席 監査等委員会12回中、11回出席	都市銀行における金融実務経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、金融実務を中心に、議案・審議等に必要発言を適宜行っております。
西 谷 俊 広	9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会12回中、12回出席 監査等委員会12回中、12回出席	公認会計士としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、金融実務を中心に、議案・審議等に必要発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

i) 当事業年度に係る報酬等の総額

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8名	44百万円	－百万円

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 報酬以外の株式報酬等はありません。

3. 支給人数及び銀行からの報酬等には、平成28年6月23日開催の第44期定時株主総会の終結の時をもって退任した社外監査役3名を含んでおり、支給人数はのべ人数を記載しております。

- ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金
退任監査役3名に対し、9百万円
(うち、過年度の事業報告に記載した役員退職慰労引当金の取崩によるもの 9百万円)

(4) 社外役員の意見
該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 普通株式 600,000千株 A種優先株式 300,000千株
発行済株式の総数 普通株式 181,353千株 A種優先株式 40,000千株

(注) 平成29年1月19日付の新株予約権の行使および平成29年1月24日付の公募増資により、普通株式の発行済株式総数はそれぞれ14千株、30,440千株増加しております。

(2) 当事業年度末株主数

普通株式	25,444名
A種優先株式	1名

(3) 大株主

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	12,162千株	6.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,177	5.65
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	5,073	2.81
みちのく銀行行員持株会	4,190	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	3,842	2.13
株式会社みずほ銀行	3,086	1.71
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,304	1.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,159	1.19
住友生命保険相互会社	2,000	1.11
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,968	1.09

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式（1,336千株）を控除して計算しております。
4. 当行は業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託E口」といいます。）が当行株式5,073千株を取得しております。なお、信託E口が所有する当行株式については、自己株式に含めておりません。

5. 当行は、平成29年1月24日を払込期日とする公募による新株式発行（一般募集）により、当行普通株式30,440千株（払込金額の総額5,632百万円）を発行しております。また、オーバーアロットメントによる当行株式の売出しに関連して、平成29年2月21日を払込期日とする第三者割当により、自己株式4,560千株（払込金額の総額843百万円）を処分しております。

② A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	40,000千株	100%

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(注) 平成28年6月23日開催の第44期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入することが決議され、同年9月に導入しております。本制度導入に伴い、取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、当該取締役等において権利放棄の上、本制度に基づく応分のポイントを付与することにより、消滅しております。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項

平成25年12月19日に発行した120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の当事業年度末日における新株予約権の状況は次のとおりであります。

新株予約権付社債の残高	6,996百万円
新株予約権の数	6,996個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	33,666,987株
新株予約権の行使時の払込金額（注1、2）	207.8円
新株予約権の行使期間	平成26年2月3日～平成31年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格207.8円、資本組入額103.9円

- (注) 1. 新株予約権の行使に際しては、新株予約権が付された社債を出資するものとし、社債の価格は、その払込金額と同額とする。
2. 平成29年1月24日付の公募増資に伴い、同社債要項の規定に従い、新株予約権の行使時の払込金額（転換価額）の調整を行っております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当事業年度に係る報酬等	そ の 他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 村 田 賢 治 指定有限責任社員 大 村 真 敏 指定有限責任社員 窪 寺 信	70百万円	

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人による当事業年度の監査方針、監査体制、監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、相当であるものと判断し、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をいたしました。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外である非監査報酬額は3百万円であり、その内容は下記のとおりであります。
- ・公募増資に係る財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告書等の作成
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、77百万円であります。

(2) 責任限定契約

当行は、会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査等委員会が決定することとしております。

また、会計監査人を再任する場合においても監査等委員会においてその旨を決議することとしております。

当行の監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を設定して会計監査人の専門性及び独立性を評価し、当行の会計監査人としての適格性を勘案のうえ株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・業務改善命令

③処分理由

同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと等

7. 当行の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

① 当行の全役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

1. 当行の取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、銀行の有する社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理を構築し、当行の全役職員はこれを遵守する。
2. 当行の取締役会は、「みちのく銀行行動憲章」、「みちのく銀行コンプライアンス十戒」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を制定し、当行の全役職員のコンプライアンスマインドの維持・向上並びに適正な業務執行の確保を図る。
3. 当行の取締役会は、コンプライアンスの適正を確保するため、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、当行の経営管理部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢の充実に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。
4. 当行の経営管理部は、当行のコンプライアンスにかかわる業務全般を所管するものとし、各部店のコンプライアンス責任者並びにコンプライアンス管理者を通じて、コンプライアンス態勢の確立や全役職員への教育等を行うとともに、その状況について当行の取締役会へ報告する。
5. 当行の監査部は、コンプライアンス態勢の有効性・適切性について監査し、その結果について当行の監査等委員会及び取締役会へ報告する。
6. 「内部通報制度」の活用により、コンプライアンスを実践するための職場環境の整備と不正・違反行為の未然防止、早期発見を図る。
7. 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固として対決する。

② 当行の取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

1. 当行の取締役の職務の執行にかかる情報・文書は、「文書管理規程」及び「情報管理規程」等の規程に基づき適切に保存・管理する。
2. 当行の取締役会、監査等委員会、経営会議、その他各種委員会の各議事録は、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「経営会議規程」及びその他各種委員会規程に基づき作成し、適切に保存・管理する。

③ 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当行の取締役会は、経営上の各種リスクの正確な把握と適正なコントロールを図るため、「リスク管理規程」を制定し、当行の全役職員へ周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図る。
2. 当行の取締役会は、リスク管理態勢の強化を図るため、年度毎に策定する「リスク管理方針」に基づき「リスク管理プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、頭取を委員長とする「収益・ALM委員会」及び、経営管理部担当役員を委員長とする「オペレーショナルリスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。

3. 当行の経営管理部は、当行の各担当部が所管する各種リスクを統括して管理し、常時モニタリングを行うとともにその結果について取締役会へ報告する。
4. 当行の監査部は、リスク管理態勢の有効性・適切性について監査し、その結果について当行の監査等委員会及び取締役会へ報告する。

④ 当行の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当行の取締役会は、中長期の経営計画として、原則３ヵ年の事業年度を対象とした「中期経営計画」を策定するほか、単年度毎の「経営計画」を策定し、当行の全役職員に周知徹底する。
2. 当行の取締役は、「取締役会規程」に基づき、自己の職務の執行の状況を取締役会へ報告する。
3. 当行は「業務分掌規程」及び「業務決裁規程」等を制定し、各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

⑤ 当行グループ（当行及び子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）における財務報告の信頼性及び業務の適正を確保するための体制

1. 当行グループは、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全行レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築する。
2. 子会社の経営管理を強化するため、当行の経営企画部が子会社を統括し、各子会社に置く当行の業務所管部とともに毎月定例会議を開催するなどの連携を図る。また、「子会社管理規程」を制定し、経営上の重要事項について当行への事前承認又は報告を義務付ける。
3. 子会社の損失危険等を管理するため「子会社管理規程」を制定し、子会社が適切なコンプライアンス管理及びリスク管理を実施していることを確認するとともに、その管理の維持・強化を図る。
4. 半期毎に当行及び子会社の経営陣による「子会社経営会議」を開催し、当行グループとしての経営方針等を協議し、子会社はかかる協議の結果を踏まえ業務を執行するとともに、取締役会並びに各取締役及び各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。
5. 子会社にも「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を具備させ、そのコンプライアンスマインドの維持・向上及び適正な業務執行の確保を図るように適切に対処する。また、当行の監査部は定期的に子会社の内部監査を行う。

⑥ 当行の監査等委員会の職務の補助をすべき取締役及び使用人に関する事項

1. 当行は、監査等委員会の職務を補助するための機関として監査等委員会室を設置し、専門の補助スタッフを配置する。
2. 監査等委員会室のスタッフ配置にあたっては、キャリア等を十分に考慮し、適任者を配置する。

- ⑦ **当行の監査等委員会を補助すべき使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**
1. 監査等委員会室のスタッフの人事に関する事項については、監査等委員会との意見交換を実施のうえ監査等委員会の同意を得て決定するものとする。
 2. 監査等委員会室のスタッフに対する業務遂行上の指揮命令権は、監査等委員会に専属するものとし、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ **当行グループの全役職員が当行の監査等委員会に報告するための体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制**
1. 当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、当行グループの内部統制システムの構築・整備状況について監査等委員会に報告を行う。また、当行は、監査等委員に当行の経営会議等の主要会議に出席する機会を確保するほか、監査等委員がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認しうるものとする。
 2. 当行の役職員は、「業務決裁手続」に基づき、主要な業務決定事項について当行の監査等委員会に報告するものとする。
 3. 当行グループの役職員は「内部通報制度規程」に基づき、当行に対して法令違反の事実及び違反の疑いがあると考えられる事実等を通報することができ、その内容は、当行の監査等委員が参加することのできるコンプライアンス委員会に報告されるものとする。
- ⑨ **当行グループの役職員が当行の監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
1. 当行は、「内部通報制度規程」に、正当な通報をしたことによつていかなる不利益も受けないことを規定するとともに、同制度に限らず、監査等委員会に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当行グループにおいて周知徹底する。
- ⑩ **当行の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下、本項において同じ。）について生ずる費用等に係る方針に関する事項**
1. 当行は、監査等委員がその職務の執行上必要と認める費用について、監査等委員会が定める「監査等委員会監査等基準」に基づき、予め計上した予算を確保する。また、監査等委員の職務において緊急又は臨時に支出した費用の請求があった場合も、当行においてその費用を負担する。
- ⑪ **その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
1. 当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換し、監査の実効性確保に努める。
 2. 当行の監査部等は、監査等委員会と緊密な連携を保ち、監査等委員会の効率的な監査実施に寄与するよう努める。

なお、当行は、金融機関として公共の信頼の維持、業務の適切性及び健全性の確保を目的とし、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然と対応し、関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定めております。

- ・当行は、反社会的勢力との取引の未然防止及び、一切の関係遮断に努めます。
- ・当行は、反社会的勢力との関係遮断の実効性を確保するため、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を図ります。
- ・当行は、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応し、民事及び刑事の両面から法的対応をする等、断固とした対応を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 法令等遵守態勢

法令等遵守については経営の最重要事項と位置付け、部店長会議や「役員によるコンプライアンスセミナー」、各種研修等を通じて、全職員へ周知徹底を図っております。

法令等遵守態勢の強化・改善並びに実効性向上のため、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、その進捗状況について四半期毎にコンプライアンス委員会へ報告するとともに、半期毎に経営会議、取締役会に報告しております。

また、管理面では、毎月開催のコンプライアンス委員会において、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やコンプライアンスに関する規程・マニュアル等の改定、反社会的勢力への対応など、組織全般に係る事項について協議するほか、個別事案についても対応の適切性及び再発防止策の検討・検証を行うなど、組織的対応を行っております。

② 取締役の職務の執行状況

経営の意思決定機能については、月1回の「取締役会」及び必要に応じて「臨時取締役会」を開催し、経営に関する重要事項について意思決定を行っております。また、平成28年6月23日付で監査等委員会設置会社に移行するとともに、取締役9名のうち社外取締役が過半の5名を占める体制とし、幅広い見地からの提言や牽制を強化・徹底しております。なお、社外取締役4名を独立役員として東京証券取引所に届出しております。さらにこうした体制面の変更に加えて、取締役会の運営方法についても変更し、審議時間の創出、重要議案への時間の重点配分、社外取締役への事前情報提供の徹底などに取り組んでおります。

取締役会から委任を受けた事項について協議・決議する機関として、代表取締役及び本部在籍の役付執行役員で構成される「経営会議」を週2回の定例開催及び必要に応じて都度開催し、迅速な意思決定を行っております。

利益相反が生ずる可能性がある部門相互について、牽制機能が有効に発揮され、業務及びリスクが全体として適切かつ実効的に機能するよう、本部組織内の執行役員体制を定めております。

平成27年8月に従来の「内部統制委員会」を改組した「アドバイザリーボード」は、過半数を社外の委員で構成し、当行の経営課題や内部統制全般にかかる事象等について、外部の視点を含め、当行の中長期的な企業価値の向上及びガバナンス強化に資する幅広い意見交換や提言及び答申を行っております。

また、平成28年7月に設置した「指名・報酬検討会議」は、過半数を社外の委員で構成し、役員の報酬や役員（監査等委員でない取締役、執行役員）の選任について十分な協議を行っております。同じく、平成28年7月に設置した「地域活性化諮問会議」では、当行の政策上の重点地区における地域性や経済状況等に知見を有する外部有識者より、地域を活性化させるための方策等に関して、各地域目線での様々な提言等を受けており、当行の方針や施策等へ反映させていくことに努めております。

③ リスク管理態勢

「リスク管理規程」に基づき、統合的リスク管理基本方針並びにリスクカテゴリー毎の管理基本方針を定め、組織全体に周知しております。また、年度毎に「リスク管理方針」並びにその実践計画である「リスク管理プログラム」を策定し、リスク管理の高度化に向けて継続的に取り組んでおります。

日常管理面では、各リスクの統括管理部署が、四半期もしくは半期毎に各々のモニタリング状況を経営会議、取締役会へ報告を行い、リスク全体の統括管理部署である経営管理部が、「リスク管理プログラム」の進捗状況について、半期毎に経営会議、取締役会へ報告を行っております。

④ グループ管理態勢

連結対象子会社毎に毎月定例会議を開催し、各社の業務実績の報告を受けるとともに経営課題と対応方針について討議しているほか、子会社経営会議を半期毎に開催し、子会社各社の業務実績と経営方針について協議しております。

内部監査は、監査部が本部、営業店の全ての業務及び連結対象子会社の業務を監査の対象として実施しており、監査結果を頭取、監査等委員会、経営会議及び取締役会に報告しております。

監査部は、内部監査の客観性・公平性確保のため、被監査部門から如何なる影響、干渉も受けないよう全ての被監査部門から独立し、頭取及び監査等委員会へのダブル・レポーティングラインを確保することで、被監査部署に対して十分な牽制機能が働くよう独立性を確保した体制とするとともに、適正なスタッフを配置しております。また会計監査人による助言等を受け、その充実に努めております。

⑤ 監査等委員会の職務の執行状況

監査等委員会は取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、取締役及び執行役員の職務の執行を監視・監督しております。さらに、常勤監査等委員は経営会議、各種委員会等へ出席し必要に応じて意見を述べるなど、適切な監査のための権限行使を行っております。加えて、担当役員以上の決裁稟議書を常勤監査等委員へ回付することとし、執行役員の執行状況を日常的に監視・検証できる体制の整備に努めております。

また、監査等委員会では、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」を定め、監査に関する重要な事項について協議、決議を行っております。

このほか、監査等委員会制度をより有効に機能させるため、取締役及び取締役会から独立した位置付けで監査等委員会直轄の専任部署として「監査等委員会室」を設置し、専任スタッフ1名を配置して、監査等委員会監査の独立性が確保される体制を構築しております。

8. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、公的資金にかかるA種優先株式に関する自己株式の取得について、当行財務状況や株価動向等に応じて取締役会が弾力的に決定することを可能とするほか、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため、定款において、会社法第459条第1項第1号に規定される株主との合意による自己の株式の取得については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を規定しております。かかる自己株式の取得については、財務状況、株価動向等を総合的に判断したうえで、適切に対応してまいります。

計算書類

第45期末（平成29年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額
(資産の部)	
現金預け金	131,266
現金	24,360
預け金	106,906
金銭の信託	17,926
有価証券	418,692
国債	256,745
社債	26,349
株式	20,326
その他の証券	115,271
貸出金	1,484,341
割引手形	2,379
手形貸付	51,036
証書貸付	1,289,118
当座貸越	141,806
外国為替	1,775
外国他店預け	1,775
未収金	52,333
その他資産	7,656
前払費用	222
未収収益	1,603
先物取引差金勘定	309
金融派生商品	3
その他の資産	5,516
有形固定資産	16,013
建物	5,623
土地	7,205
建設仮勘定	195
その他の有形固定資産	2,989
無形固定資産	2,451
ソフトウェア	2,211
その他の無形固定資産	240
前払年金費用	651
繰延税金資産	3,565
支払承諾見返	9,568
貸倒引当金	△11,930
資産の部合計	2,134,314

科 目	金 額
(負債の部)	
預金	1,918,437
当座預金	40,349
普通預金	943,033
貯蓄預金	53,971
通知預金	8,551
定期預金	851,015
その他の預金	21,516
譲渡性預金	46,501
外国為替	458
売渡外国為替	455
未払外国為替	3
新株予約権付社債	6,996
未払金	51,982
その他負債	4,097
未決済為替借	2
未払法人税等	421
未払費用	1,091
前受収益	830
金融派生商品	196
リース債務	176
資産除去債務	231
その他の負債	1,146
賞与引当金	1,026
退職給付引当金	5,088
役員株式給付引当金	474
睡眠預金払戻損失引当金	668
偶発損失引当金	205
再評価に係る繰延税金負債	446
支払承諾	9,568
負債の部合計	2,045,950
(純資産の部)	
資本金	36,986
資本剰余金	31,589
資本準備金	21,986
その他資本剰余金	9,603
利益剰余金	19,252
利益準備金	1,268
その他利益剰余金	17,984
繰越利益剰余金	17,984
自己株式	△1,462
株主資本合計	86,366
その他有価証券評価差額金	1,886
土地再評価差額金	110
評価・換算差額等合計	1,997
純資産の部合計	88,363
負債及び純資産の部合計	2,134,314

第45期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額	
経常収益		38,934
資金運用収益	26,792	
貸出金利息	20,596	
有価証券利息配当金	6,072	
コールローン利息	0	
預け金利息	121	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	5,766	
受入為替手数料	1,573	
その他の役務収益	4,192	
その他業務収益	2,704	
外国為替売買益	31	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	1,496	
金融派生商品収益	1,173	
その他の業務収益	2	
その他経常収益	3,671	
償却債権取立益	422	
株式等売却益	2,650	
その他の経常収益	598	
経常費用		33,969
資金調達費用	927	
預金利息	894	
譲渡性預金利息	26	
コールマネー利息	0	
債券貸借取引支払利息	0	
借入金利息	0	
その他の支払利息	6	
役務取引等費用	3,221	
支払為替手数料	338	
その他の役務費用	2,882	
その他業務費用	5,888	
国債等債券売却損	3,865	
国債等債券償還損	2,007	
その他の業務費用	14	
営業経費	22,045	
その他経常費用	1,887	
貸倒引当金繰入額	923	
貸出金償却	0	
株式等償却	10	
金銭の信託運用損	111	
その他の経常費用	840	
経常利益		4,964
特別利益		1,030
固定資産処分益	3	
新株予約権戻入益	354	
退職給付信託返還益	672	
特別損失		671
固定資産処分損	104	
減損損失	149	
役員株式給付引当金繰入額	411	
その他の特別損失	5	
税引前当期純利益		5,323
法人税、住民税及び事業税	421	
法人税等調整額	1,323	
法人税等合計		1,744
当期純利益		3,578

第45期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	34,168	19,168	10,521	29,689	1,105	15,366	16,472	△2,565	77,764
当期変動額									
新株の発行	2,817	2,817		2,817					5,635
剰余金の配当						△812	△812		△812
利益準備金の積立					162	△162	—		—
当期純利益						3,578	3,578		3,578
自己株式の取得								△1,036	△1,036
自己株式の処分			△917	△917				2,139	1,221
土地再評価差額金の 取崩額						14	14		14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	2,817	2,817	△917	1,900	162	2,618	2,780	1,102	8,601
当期末残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,268	17,984	19,252	△1,462	86,366

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,633	125	1,758	334	79,858
当期変動額					
新株の発行					5,635
剰余金の配当					△812
利益準備金の積立					—
当期純利益					3,578
自己株式の取得					△1,036
自己株式の処分					1,221
土地再評価差額金の 取崩額		△14	△14		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	253		253	△334	△81
当期変動額合計	253	△14	238	△334	8,504
当期末残高	1,886	110	1,997	—	88,363

連結計算書類

第45期末（平成29年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目 (資産の部)	金 額
現金預け金	131,269
買入金銭債権	2,569
金銭の信託	17,926
有価証券	412,808
貸出金	1,468,859
外国為替	1,775
リース債権及びリース投資資産	14,087
その他資産	69,390
有形固定資産	16,898
建物	5,630
土地	7,205
建設仮勘定	195
その他の有形固定資産	3,867
無形固定資産	2,751
ソフトウェア	2,253
のれん	137
その他の無形固定資産	360
退職給付に係る資産	1,384
繰延税金資産	3,789
支払承諾見返	9,568
貸倒引当金	△13,650
資産の部合計	2,139,427

科 目 (負債の部)	金 額
預金	1,913,946
譲渡性預金	42,501
借入金	2,025
外国為替	458
新株予約権付社債	6,996
その他負債	64,008
賞与引当金	1,053
退職給付に係る負債	5,134
役員株式給付引当金	474
睡眠預金払戻損失引当金	668
偶発損失引当金	205
利息返還損失引当金	12
再評価に係る繰延税金負債	446
支払承諾	9,568
負債の部合計	2,047,500
(純資産の部)	
資本金	36,986
資本剰余金	31,589
利益剰余金	21,819
自己株式	△1,462
株主資本合計	88,932
その他有価証券評価差額金	1,886
土地再評価差額金	110
退職給付に係る調整累計額	481
その他の包括利益累計額合計	2,478
非支配株主持分	515
純資産の部合計	91,926
負債及び純資産の部合計	2,139,427

第45期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額	
経常収益		47,929
資金運用収益	26,592	
貸出金利息	20,638	
有価証券利息配当金	5,831	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	121	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	6,572	
その他業務収益	2,701	
その他経常収益	12,062	
償却債権取立益	422	
その他の経常収益	11,640	
経常費用		42,407
資金調達費用	939	
預金利息	893	
譲渡性預金利息	26	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
債券貸借取引支払利息	0	
借入金利息	10	
その他の支払利息	9	
役務取引等費用	3,209	
その他業務費用	5,888	
営業経費	22,785	
その他経常費用	9,584	
貸倒引当金繰入額	802	
その他の経常費用	8,782	
経常利益		5,521
特別利益		1,030
固定資産処分益	3	
新株予約権戻入益	354	
退職給付信託返還益	672	
特別損失		666
固定資産処分損	104	
減損損失	149	
役員株式給付引当金繰入額	411	
税金等調整前当期純利益		5,886
法人税、住民税及び事業税	538	
法人税等調整額	1,470	
法人税等合計		2,008
当期純利益		3,877
非支配株主に帰属する当期純利益		50
親会社株主に帰属する当期純利益		3,827

第45期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	34,168	29,689	18,790	△2,565	80,082
当期変動額					
新株の発行	2,817	2,817			5,635
剰余金の配当			△812		△812
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,827		3,827
自己株式の取得				△1,036	△1,036
自己株式の処分		△917		2,139	1,221
土地再評価差額金の 取崩額			14		14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,817	1,900	3,029	1,102	8,850
当期末残高	36,986	31,589	21,819	△1,462	88,932

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	1,633	125	1,667	3,426	334	475	84,320
当期変動額							
新株の発行							5,635
剰余金の配当							△812
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,827
自己株式の取得							△1,036
自己株式の処分							1,221
土地再評価差額金の 取崩額		△14		△14			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	253		△1,186	△933	△334	39	△1,228
当期変動額合計	253	△14	△1,186	△948	△334	39	7,606
当期末残高	1,886	110	481	2,478	—	515	91,926

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 みちのく銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村田賢治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村真敏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪寺信	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みちのく銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月10日

株式会社 みちのく銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村 田 賢 治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 村 真 敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪 寺 信 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みちのく銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の監査部その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る(1)事業報告及びその附属明細書、(2)計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに(3)連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

株式会社みちのく銀行 監査等委員会

監 査 等 委 員 馬 谷 成 人 ㊞

常 勤 監 査 等 委 員 小 田 中 和 彦 ㊞

常 勤 監 査 等 委 員 佐 藤 郁 夫 ㊞

監 査 等 委 員 西 谷 俊 広 ㊞

- (注) 1. 監査等委員馬谷成人、佐藤郁夫、西谷俊広の3氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当行は、平成28年6月23日開催の第44期定時株主総会の決議により、同日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成28年4月1日から平成28年6月22日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会会場ご案内略図

| 会場

青森市勝田一丁目3番1号 当行本店8階大会議室
TEL (017) 774-1111 (代表)

| 交通案内

JR青森駅より		市営バス 問屋町線/南部工業団地線/ モヤヒルズ線
		JRバス 青森公立大学・モヤヒルズ行 みちのく銀行本店前下車…徒歩すぐ
		15分



株式会社 **みちのく銀行**



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。